

## 第2章 緑を取り巻く現況と課題

- 1 緑を取り巻く社会の動向
- 2 狭山市の概況
- 3 狭山市の緑の概況
- 4 緑に対する市民意識
- 5 緑の役割と機能
- 6 前計画の達成状況
- 7 緑に関わる課題

## 第2章 緑を取り巻く現況と課題

### 1 緑を取り巻く社会の動向

緑の基本計画を改定するうえで、社会状況の変化や法体系の変化などを以下のように捉えます。

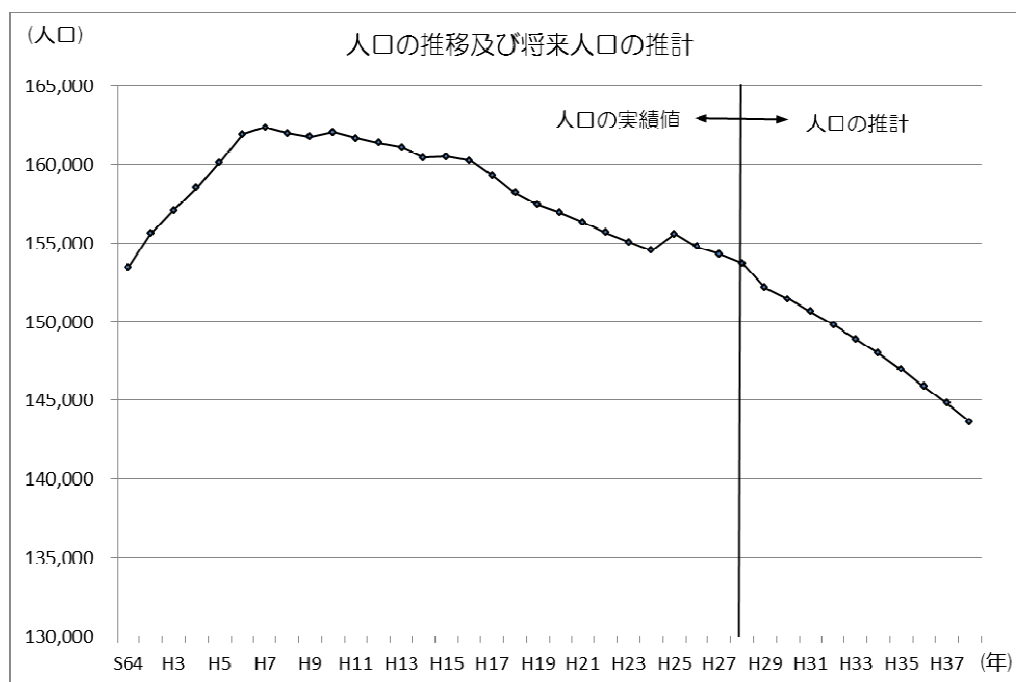
#### 1 人口減少・少子高齢社会の到来

わが国の総人口は平成20年をピークに減少傾向にあり、人口減少に伴い、人口の地域的な偏在も加速しています。

また、少子高齢化の傾向は今後も続くとともに、高齢者の単身世帯が増加し、核家族化も進行しており、家族形態が大きく変容しています。

本市においても、平成6年をピークに人口が減少傾向にあるとともに、人口の年齢別構成については、年少人口（15歳未満人口）の割合が減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上人口）の割合が増加傾向にあります。

このようななかで、子どもを産みやすく育てやすい環境づくりや高齢者がいつまでも健やかに過ごせる環境づくりなど、だれもが幸せに暮らせる環境づくりが求められています。



出典：住民基本台帳及び狭山市人口ビジョン

## 2 防災・減災に対する意識の高まり

近年発生している大規模災害により、市民の防災への関心や意識が高まっています。

公園や緑地などのオープンスペースは、延焼防止機能を有するとともに、災害時の一時避難場所（指定緊急避難場所）や救援活動等の拠点となり、指定緊急避難場所として、智光山公園、新狭山公園、三ツ木公園、中原公園、狭山台中央公園が指定され、また、指定避難場所として、智光山公園内の緑の相談所が指定されています。

## 3 地球温暖化への対応

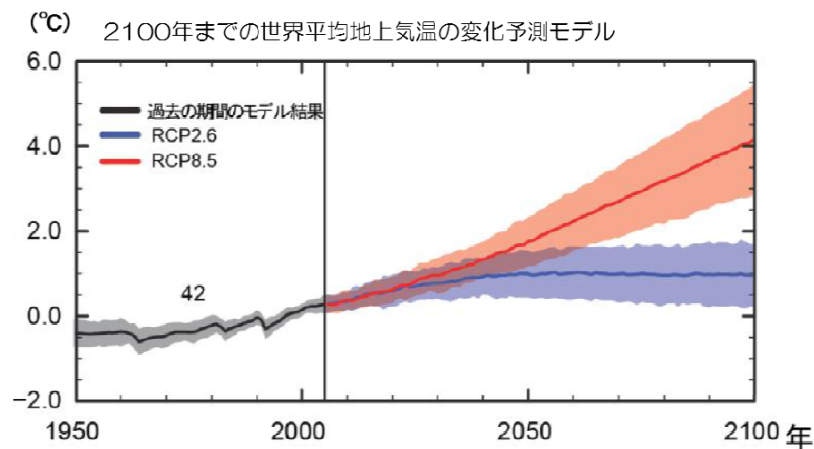
大気中の温度を高める効果を持つ二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出により、世界平均気温が上昇しています。

その影響により、異常気象や海面上昇、農作物の不作や生態系の変化などの様々な影響が、世界各地で出はじめています。

そのような状況の中、平成 9 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議において、先進諸国の温室効果ガス削減の数値目標を定めた京都議定書が採択され、日本は 6 %削減が目標値となりました。

その後、平成 27 年に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、世界 196 カ国・地域による温室効果ガス削減の新たな枠組みを定めた「パリ協定」を採択し、全ての国・地域が削減努力をすることとなりました。

なお、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、平成 26 年に発表した報告書で「20 世紀半ば以降の温暖化の主要な要因は、人間の影響の可能性が極めて高く、疑う余地がない。また、地上気温は、評価されたすべての排出シナリオにおいて上昇するものの、二酸化炭素の排出の抑え方によって気温の上昇に差が出ると予測される」としています。



※1986～2005年の世界平均地上気温の変化を基準にシミュレーション

※赤線は、温室効果ガスの排出削減を行わなかった場合、青線は、排出削減を行った場合。陰影は、不確実性の幅を示す。

（出典：IPCC,2014 IPCC第5次評価報告書）

本市においても、「第2次狭山市環境基本計画（平成24年）」のなかで、優先的に取り組む重点プロジェクトの1つに温暖化の抑制を取り上げ、また、部門計画として、狭山市地球温暖化対策実行計画を位置付け、狭山市からの温室効果ガス総排出量の削減目標と、目標達成に向けた取り組みと各主体の役割を定めています。

#### 4 生物多様性への関心の高まり

現在、地球規模で生物の多様性が失われつつあるという危機感が高まってきています。

このような状況から、平成20年に生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、「生物多様性基本法」が施行されました。

平成22年が国際生物多様性年であったことなどから、生物多様性に対する人々の関心が高まってきています。

今後、狭山市においても、生物多様性保全に関する普及啓発や各地域での具体的な取り組みの展開が求められます。

#### 5 都市緑地法の改正

平成16年に「都市緑地保全法」から、「都市緑地法」に改正され、計画の記載事項に、都市公園の整備の方針等が追加されました。

## 2 狭山市の概況

本市における現状を以下にまとめます。

### 1 本市の位置と立地状況

本市は埼玉県西南部にあって、都心から35kmから40kmの距離に位置し、優れた自然環境などの立地条件に恵まれています。

周囲は川越市、所沢市、入間市、飯能市、日高市に接しており、市の面積は48,99km<sup>2</sup>となっています。

本市は、昭和29年7月に1町5村（入間川町、入間村、堀兼村、奥富村、柏原村、水富村）の合併により誕生しました。その後、都心からの距離が近いことから、昭和40年代以降には工業団地や大規模な住宅団地の開発等が行われ、都市化が急激に進行し、人口も急増しました。

しかし、平成元年以降は増加が緩やかになり、平成6年6月の163,647人をピークに減少傾向にあります。現在も約15万4千人の人口を擁し、埼玉県の西部の中核的な都市として発展しています。



## 2 自然・地形の状況

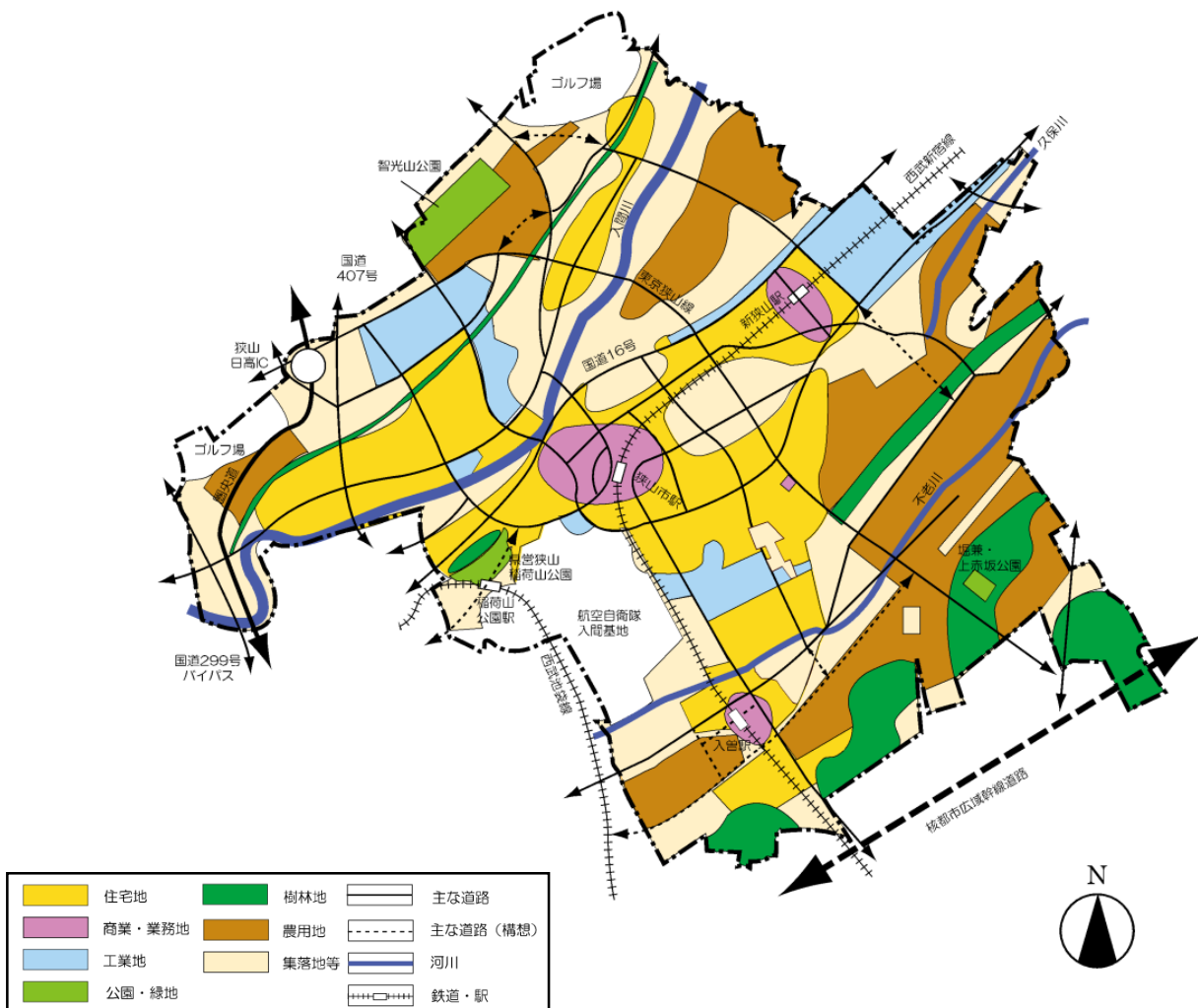
本市は、市街地を西南から北東に貫流する入間川に沿って、入間川の両岸に開けた低地と、左岸の入間台地、右岸の武蔵野台地が広がっています。

低地と台地の間には帯状の斜面緑地があり、都市化が進んだ既成市街地に潤いを与えており、市街地周辺の台地上には茶畑のある農地や、武蔵野の面影を残す大規模な平地林が市域境界まで広がり、本市の郷土景観を特徴づけています。

市内には、良好なアカマツ林やコナラ林等が分布し、南部の平地林にはオオタカなどの生態系の高次消費者が生息しています。

稲荷山特別緑地保全地区内には、ヤマツツジやカタクリの群落が自生しており、智光山公園内の樹林には、ホタルブクロ等の植物が自生するほか、多くの小動物が生息しており、特に鳥類は多くの種類が見られ、カワセミなども見ることができます。

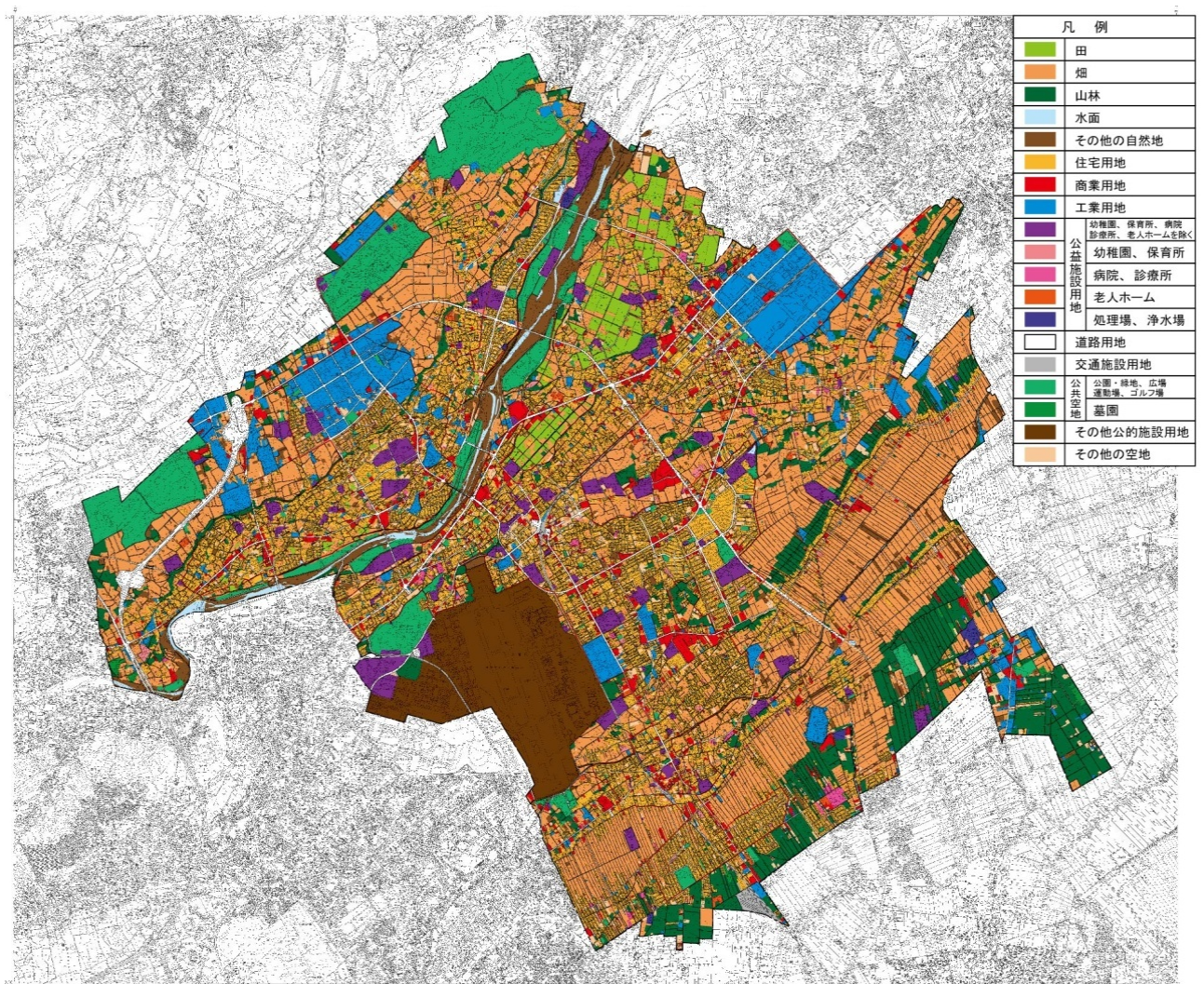
入間川周辺では、ヤナギやヨシ等の水辺の植物、アユやウグイ等の魚、カモやサギ等の水鳥など水辺に棲む動植物が多く見られるなど、本市は、多様な生き物が生息する豊かな自然環境を有しています。



### 3 市街地の状況

本市は全体的に市街化が進んでおり、人口密度が比較的高く、都市化された市街地と輸送機械・一般機械産業等を主とする工業団地、また平地林や屋敷林のある農家、茶畑等の農業地域とが適度に分散して調和を保っています。

これに加えて、入間川を中心とした河川や斜面緑地などにより、水と緑に囲われた都市環境を形成しています。



出典：都市計画基礎調査（平成22年）

### 3 狭山市の緑地の概況

#### 1 本市の緑地の現況

緑地は、都市公園や公共施設緑地、民間施設緑地などの「施設緑地」と法律や条例などに基づき一定の区域を指定している「地域制緑地」に大別されますが、本市における緑地の概況としては、前記以外に、民有地の樹林地として「民有地緑地」を含めています。

緑地のうち、施設緑地は 454.99ha あり、その内訳は、県営公園を含めた都市公園や都市公園以外の公園が 152.87ha、公共施設緑地が 79.46ha、民間施設緑地が 222.66ha となっています。

また、地域制緑地は 1,222.07ha あり、その内訳は、都市緑地法に基づく、稲荷山特別緑地保全地区及び山王塚市民緑地が 2.62ha、その他法に基づく河川、農用地区域等の面積が 1,088.77ha、埼玉県条例に基づくふるさとの緑の景観地及び狭山市要綱に基づくふれあい緑地が 130.68ha あります。

市内の民有地の山林面積は 326.10ha あり、このうち、ふるさとの緑の景観地やふれあい緑地などの地域制緑地の民有地分を除いた面積は、民有地緑地として 211.90ha となります。



施設緑地：都市公園  
(新狭山公園)



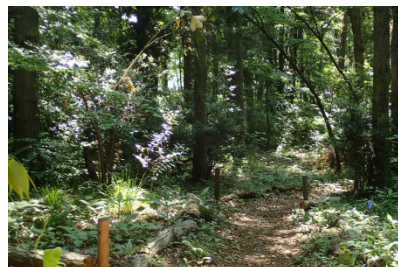
施設緑地：公共施設緑地  
(狭山市役所)



施設緑地：民間施設緑地



地域制緑地：特別緑地保全地区



地域制緑地：ふれあい緑地



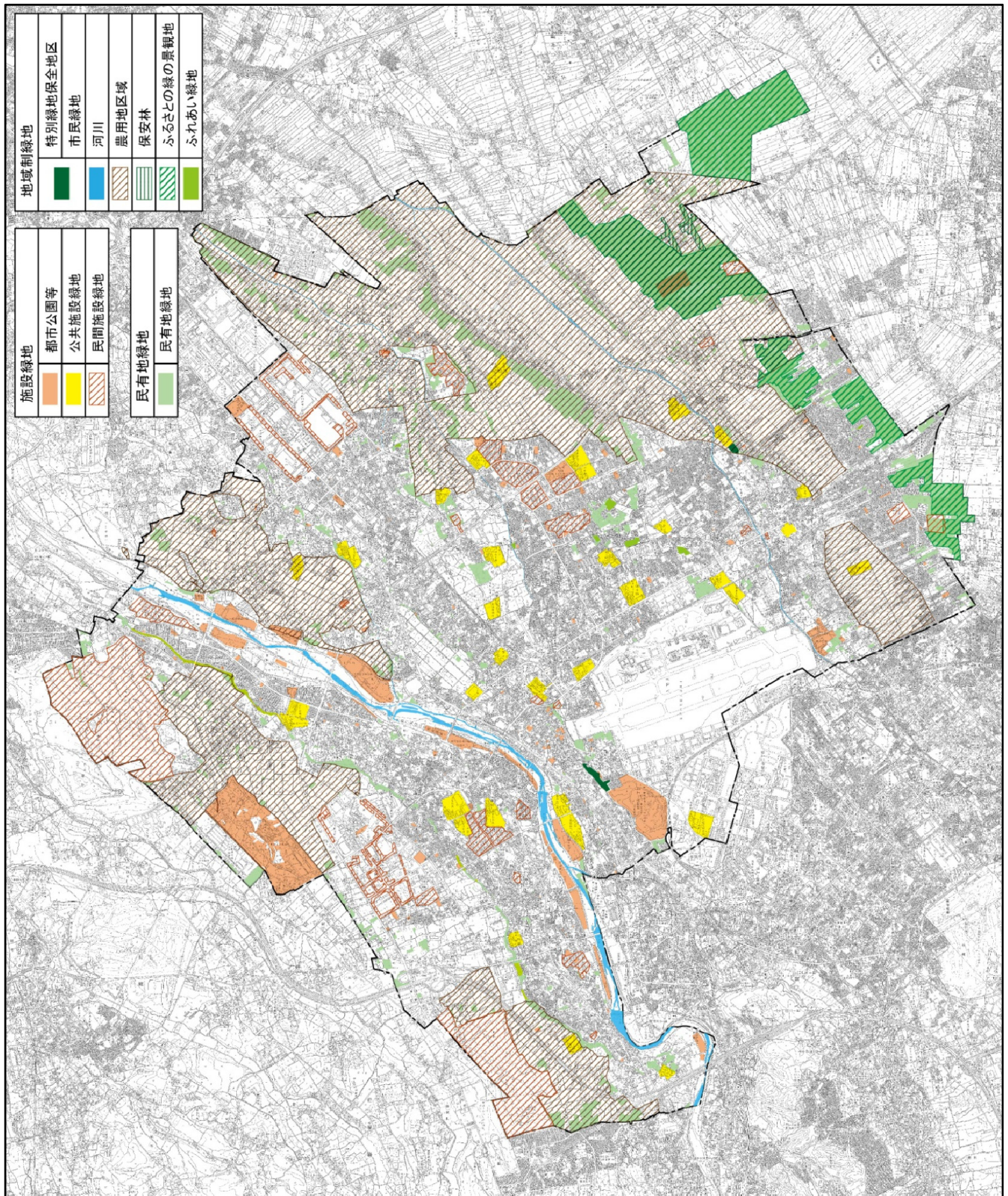
民有地緑地（山林）

| 緑地の種別                          |                |                     | 都市計画区域<br>(市域) | 市街化区域       | 市街化調整区域     |
|--------------------------------|----------------|---------------------|----------------|-------------|-------------|
|                                |                |                     | 4,904.0 ha     | 1,435.0 ha  | 3,469.0 ha  |
| 施設緑地                           | 都市公園等          | 都市公園                | 95.40 ha       | 11.52 ha    | 83.88 ha    |
|                                |                | 都市公園以外の公園           | 57.47 ha       | 9.47 ha     | 48.00 ha    |
|                                |                | 小計                  | 152.87 ha      | 20.99 ha    | 131.88 ha   |
|                                | 公共施設緑地         | 官公庁・学校空地            | 71.55 ha       | 28.25 ha    | 43.30 ha    |
|                                |                | その他緑地等              | 7.91 ha        | 1.15 ha     | 6.76 ha     |
|                                |                | 小計                  | 79.46 ha       | 29.40 ha    | 50.06 ha    |
|                                | 民間施設緑地         |                     | 222.66 ha      | 33.26 ha    | 189.40 ha   |
|                                | 施設緑地 計         |                     | 454.99 ha      | 83.65 ha    | 371.34 ha   |
| 地域制緑地                          | 都市緑地法<br>によるもの | 特別緑地保全地区            | 1.99 ha        | 1.29 ha     | 0.70 ha     |
|                                |                | 市民緑地                | 0.63 ha        | —           | 0.63 ha     |
|                                |                | 小計                  | 2.62 ha        | 1.29 ha     | 1.33 ha     |
|                                | その他<br>法によるもの  | 河川区域                | 156.85 ha      | 0.27 ha     | 156.58 ha   |
|                                |                | 農用地等                | 926.42 ha      | 36.52 ha    | 889.90 ha   |
|                                |                | 保安林区域               | 5.50 ha        | —           | 5.50 ha     |
|                                |                | 小計                  | 1,088.77 ha    | 36.79 ha    | 1,051.98 ha |
|                                | 条例等<br>によるもの   | 県条例<br>(ふるさとの緑の景観地) | 127.95 ha      | —           | 127.95 ha   |
|                                |                | その他<br>(ふれあい緑地)     | 2.73 ha        | 1.98 ha     | 0.75 ha     |
|                                |                | 小計                  | 130.68 ha      | 1.98 ha     | 128.70 ha   |
|                                | 地域制緑地 計        |                     | 1,222.07 ha    | 40.06 ha    | 1,182.01 ha |
| 民有地緑地(山林) 計<br>(地域制緑地との重複分を除く) |                | 211.90 ha           | 7.65 ha        | 204.25 ha   |             |
| 緑地現況量総計                        |                | 1,888.96 ha         | 131.36 ha      | 1,757.60 ha |             |
|                                |                | 38.5 %              | 9.2 %          | 50.7 %      |             |

(平成 28 年 1 月現在)

※公共施設緑地及び民間施設緑地は、敷地規模の大きい施設のみ対象としています。  
※入間基地内の緑地は含みません。

# ■緑地配置図



## 4 緑に対する市民意識

本市では、第4次狭山市総合計画の策定にあたり、市政に関する市民の意向等を把握するため、市民意識調査を実施しました。

ここでは、市民意識調査の結果から、本市の緑に対する市民意識について整理します。

### 1 「狭山市に住みたい理由」について

狭山市に住みたい理由について回答した人のうち、22.1%の人が「自然や公園が多いから」を理由としており、緑の充実が都市の魅力として重要な役割を果たしていると考えられます。

| 順位 | 狭山市に住みたい理由      | 回答数   | 割合（％） |
|----|-----------------|-------|-------|
| 1  | 友達や知り合いがいるから    | 378   | 35.5% |
| 2  | 生活環境が良いから       | 352   | 33.0% |
| 3  | まちに愛着があるから      | 322   | 30.2% |
| 4  | 自然や公園が多いから      | 236   | 22.1% |
| 5  | 家庭の事情           | 223   | 20.9% |
| 6  | 買い物が便利だから       | 212   | 19.9% |
| 7  | 交通の便が良いから       | 199   | 18.7% |
| 8  | 仕事や学校の事情        | 163   | 15.3% |
| 9  | その他             | 80    | 7.5%  |
| 10 | 医療体制が充実しているから   | 69    | 6.5%  |
| 11 | 福祉サービスが充実しているから | 42    | 3.9%  |
| 12 | 市の発展に期待できるから    | 35    | 3.3%  |
| 13 | 行政サービスが充実しているから | 21    | 2.0%  |
| 14 | 教育環境が良いから       | 8     | 0.8%  |
| 15 | 無回答             | 6     | 0.6%  |
|    | 回答対象者数          | 1,066 |       |

## 2 「市の取り組みに対する評価」について

第3次狭山市総合振興計画における68施策の満足度と重要度については、満足度の上位10施策に「公園整備・都市緑化の推進」と「緑地の保全と活用」が挙げられており、緑に関する満足度は比較的高いと考えられます。

| 順位 | 分野   | 項目              | 備考<br>(重要度の順位) |
|----|------|-----------------|----------------|
| 1  | 都市基盤 | 上水道の整備          | 26             |
| 2  | 環境共生 | ごみの減量化とリサイクルの推進 | 6              |
| 3  | 都市基盤 | 公共下水道の整備        | 26             |
| 4  | 環境共生 | 河川の浄化と水辺環境の美化   | 4              |
| 5  | 健康福祉 | 健康づくりの推進        | 34             |
| 6  | 健康福祉 | 疾病予防、健康保持対策の充実  | 19             |
| 7  | 健康福祉 | 地域医療体制の充実       | 2              |
| 7  | 市民生活 | 消防・救急体制の充実      | 1              |
| 9  | 都市基盤 | 公園整備・都市緑化の推進    | 48             |
| 10 | 環境共生 | 緑地の保全と活用        | 12             |

さらに、本市の取り組みとして特に充実している、進んでいると思うものについても、上位10施策に「公園整備・都市緑化の推進」と「緑地の保全と活用」が挙げられています。

このことから、緑に関しては満足度が高いと考えられます。

| 順位 | 項目              | 満足度<br>順位 | 重要度<br>順位 | 不足している<br>施策の順位 |
|----|-----------------|-----------|-----------|-----------------|
| 1  | ごみの減量化とリサイクルの推進 | 2         | 6         | 43              |
| 2  | 上水道の整備          | 1         | 26        | 55              |
| 3  | 河川の浄化と水辺環境の美化   | 4         | 4         | 35              |
| 4  | 消防・救急体制の充実      | 7         | 1         | 52              |
| 5  | 公園整備・都市緑化の推進    | 9         | 48        | 16              |
| 6  | 公共下水道の整備        | 3         | 26        | 30              |
| 7  | 健康づくりの推進        | 5         | 34        | 65              |
| 7  | 緑地の保全と活用        | 10        | 12        | 22              |
| 9  | 廃棄物の適正な処理       | 11        | 6         | 49              |
| 10 | 疾病予防、健康保持対策の充実  | 6         | 19        | 54              |

## 5 緑の役割と機能

緑は、環境の保全や改善、レクリエーションの場の提供など多様な機能を持ち、重要な役割を果たしています。そして、近年、社会全体が成長・拡大から成熟へと移行していく中で、安らぎの創出など、緑がもたらす精神的な効果への期待も高まっています。

しかし、都市化の進展に伴い、この大切な緑の減少が懸念されています。

今後、都市機能と地域の生活環境を維持・向上させながら、地球温暖化をはじめとする環境問題に対応するため、本市の豊かな緑を量・質ともに維持していくことが必要です。

### 1 環境保全機能

- 緑は、樹木による被覆面が太陽からの熱の蓄積を抑えることによるヒートアイランド現象の緩和等、良好な都市環境の維持に貢献しています。
- 緑は、光合成によって二酸化炭素を吸収するなど、地球温暖化を抑制する役割を果たします。
- 緑は、雨水の浸透や騒音の防止など、まちづくりのうえで、重要な役割を果たします。
- 緑は、道路などとともに、都市構造の骨格を形成しつつ、適切な配置により都市の無秩序な拡大を抑制する役割を果たします。
- 緑は、様々な生物の生育・生息場所となり、生物の多様性の確保に重要な役割を果たします。

### 2 スポーツ・レクリエーション機能

- 緑は、市民の健康の維持増進や自然とのふれあい、スポーツ、文化・芸術活動等の場を提供するなど、様々なレクリエーション機能を有しています。
- 緑は、人々に心の安らぎや充足感を与え、日々の暮らしを豊かにしてくれます。

### 3 防災・減災機能

- 公園・緑地などのオープンスペースは、災害時の一時避難場所（指定緊急避難場所）や救援活動等の拠点になります。
- 公園・緑地などのオープンスペースは、避難場所や救援活動等の拠点としての利用以外にも、火災における延焼防止の効果も期待されます。

### 4 景観形成機能

- 市街地を取り囲む平地林や田畑などの緑は、本市を印象づける代表的な景観を形づくり、その美しい風景は市民の生活にゆとりや安らぎ、潤いをもたらしてくれます。
- 市街地における緑もまちに潤いを与え、個性的で魅力ある景観を創り出します。



住宅地の緑地



狭山工業団地

## 6 前計画の達成状況

### 1 これまでの主な事業実績

前計画では、「緑豊かなひとにやさしいまちづくり」を基本理念として、平成10年の策定から平成32年を目標年度として、施設緑地の整備目標及び地域制緑地の指定目標を定め、緑の保全施策、緑の創出施策、緑の拠点形成施策、水と緑のネットワーク形成施策、緑の普及施策からなる施策に取り組んできました。

今回、新たに緑の基本計画を策定するにあたり、これまで取り組んできた主な事業の実績として、下記のとおり、まとめました。

|                                       | 前計画策定時<br>(平成7年度)      | 目標値<br>(平成32年度)         | 現況<br>(平成27年度)                 |
|---------------------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 人口の見通し                                | 16万2千人                 | 18万6千人                  | 15万4千人                         |
| 公園に関するもの                              |                        |                         |                                |
| 人口一人当たりの<br>都市公園面積                    | 3.62 m <sup>2</sup> /人 | 9.29 m <sup>2</sup> /人  | 6.21 m <sup>2</sup> /人         |
| 都市公園等面積(※1)                           | 6.93 m <sup>2</sup> /人 | 10.36 m <sup>2</sup> /人 | 9.94 m <sup>2</sup> /人         |
| 智光山公園の都市計画<br>決定面積(53.8ha)の<br>供用区域面積 | 34.90ha                | 53.80ha                 | 48.98ha                        |
| 緑地(山林等)に関するもの                         |                        |                         |                                |
| ふるさとの緑の<br>景観地の指定拡大                   | 3地区、<br>104.05ha       | 6地区、<br>257.13ha        | 5地区、<br>127.95ha               |
| 緑地公有地化面積                              | 6.21ha                 | —                       | 21.16ha                        |
| 堀兼・上赤坂公園周<br>辺の公有地化<br>(緑のトラスト保全地)    | —                      | —                       | 平成19年度に<br>5.98haを公有地<br>化(※2) |
| ふれあい緑地の指定                             | 4地区、1.28ha             | 9地区、5.0ha               | 7地区、2.73ha                     |

※1 都市公園及び都市公園以外の都市公園と同等の機能を持つ公園の面積

※2 緑のトラスト保全第9号地：埼玉県緑のトラスト基金を基に県内の貴重な緑地等を保全する「緑のトラスト保全地」の第9号地として、平成19年度に堀兼・上赤坂公園周辺の平地林が選定された。

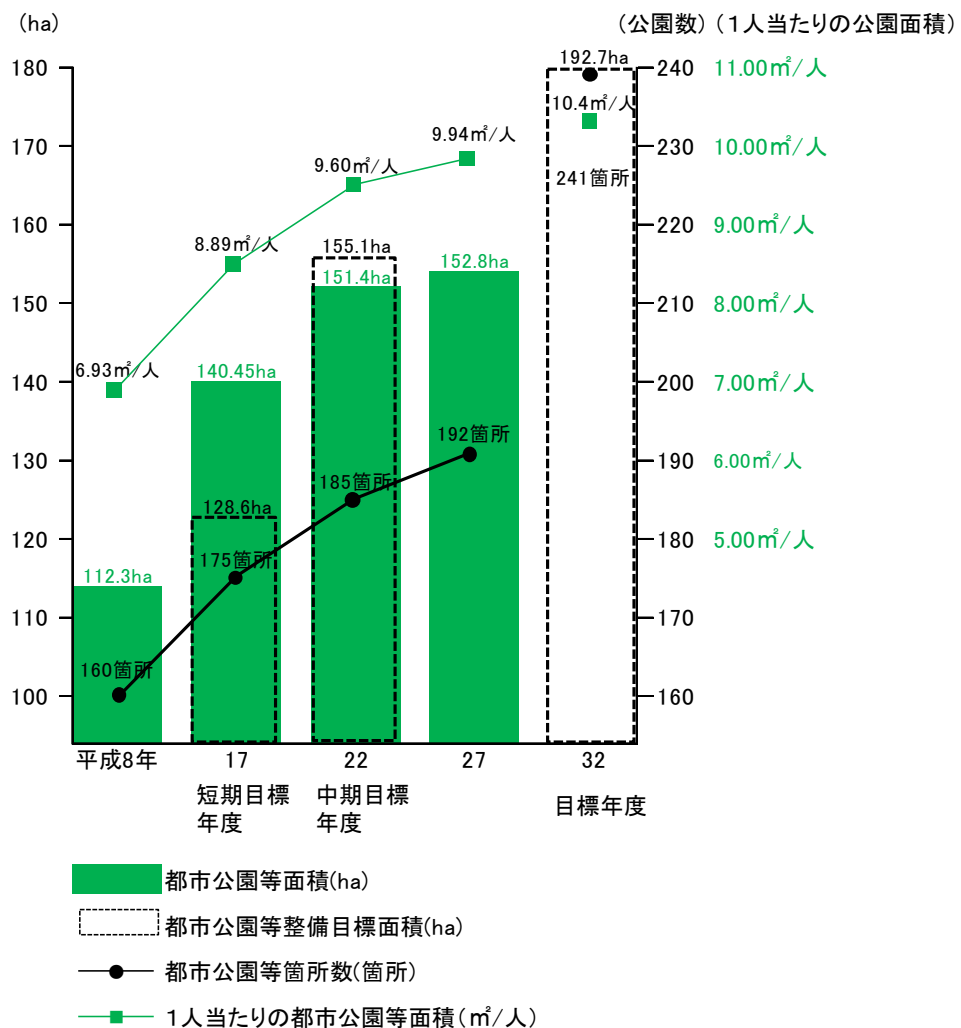
## 2 都市公園等整備の推移

前計画で、施設緑地の整備目標として、市民一人当たりの都市公園面積を策定時 3.6  $\text{m}^2$  から目標年度である平成 32 年までに 9.29  $\text{m}^2$  を目指すとしていましたが、本市は、入間川河川敷内の公園や国等からの借地公園など、都市公園以外の公園が多数あり、それら公園も、都市公園と同等の機能を有しているとともに、市民の憩いの場として利用されていることから、前計画の達成状況をまとめるにあたり、都市公園及び都市公園以外の公園を併せ、公園整備の推移をまとめました。

前計画の整備目標として、公園面積 192.7ha、公園数 241、一人当たりの公園面積 10.4  $\text{m}^2$ /人としていましたが、平成 28 年 1 月現在（県営公園含む）で、公園面積 152.8ha、公園数 192、一人当たりの公園面積 9.94  $\text{m}^2$ /人となっています。

公園面積、公園数ともに、目標には達していませんが、民間を含む開発事業等により整備された都市公園等により、前計画策定時より 40.5ha の増加となりました。

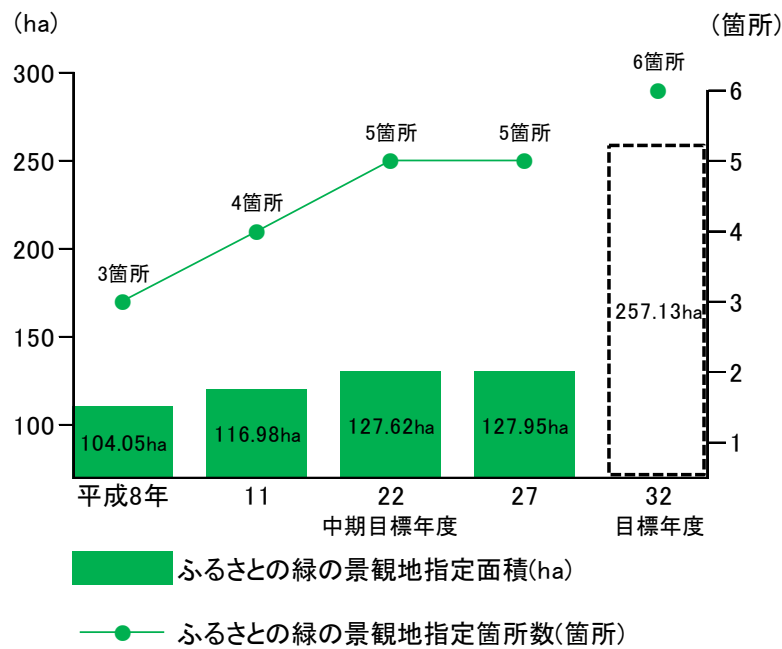
なお、一人当たりの公園面積については、目標には達していませんが、人口の減少なども要因し、都市公園法施行令及び狭山市都市公園条例に規定される、10  $\text{m}^2$ /人に近い水準に達しています。



### 3 ふるさとの緑の景観地指定の推移

前計画で、地域制緑地の指定目標として、埼玉県条例（ふるさとの緑を守り育てる条例）に基づく、ふるさとの緑の景観地の指定拡大を図るものとしており、将来的に6地区、257.13haの指定を目標としていましたが、平成28年1月現在で、5地区、127.95haとなっています。

指定箇所数、指定面積ともに目標には達していませんが、本市の南部に位置する大規模な平地林の大部分を5地区の指定地で占めています。



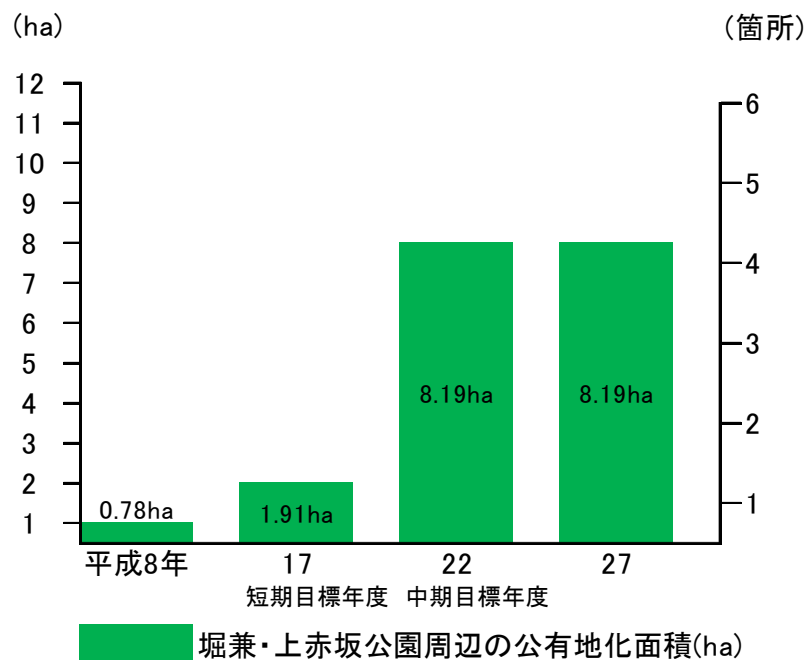
| 景観地名称               | 指定年月日     | 指定面積 (ha) |       |
|---------------------|-----------|-----------|-------|
| 狭山市堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地 | S56. 3.20 | 38.57     | 79.10 |
|                     | S58. 3.31 | 13.29     |       |
|                     | S59. 3.31 | 9.07      |       |
|                     | S60. 3.29 | 11.31     |       |
|                     | S61. 3.25 | 5.96      |       |
|                     | H 7.12.22 | 0.57      |       |
|                     | H27. 3. 3 | 0.33      |       |
| 狭山市栲山ふるさとの緑の景観地     | S62. 3.31 | 4.68      | 19.32 |
|                     | S63. 7.29 | 3.94      |       |
|                     | H 2. 9.21 | 2.49      |       |
|                     | H 3.10.11 | 0.85      |       |
|                     | H 5. 8.20 | 1.61      |       |
|                     | H 6.12. 9 | 1.61      |       |
|                     | H 7.12.22 | 3.33      |       |
| 狭山市水野ふるさとの緑の景観地     | H11. 2.19 | 0.81      | 11.84 |
|                     | H 8.12.10 | 6.77      |       |
|                     | H10. 2.20 | 4.05      |       |
| 狭山市南入間野ふるさとの緑の景観地   | H11. 2.19 | 1.02      | 7.05  |
|                     |           |           |       |
| 狭山市逃水ふるさとの緑の景観地     | H12. 3.14 | 6.48      | 10.64 |
|                     | H13. 3. 6 | 4.16      |       |

#### 4 堀兼・上赤坂公園周辺の公有地化の推移

本計画は、前計画に引き続き、堀兼・上赤坂公園周辺の平地林は、特に保全する必要性が高い平地林として、公有地化を図るものとしています。

堀兼・上赤坂公園周辺の公有地化の累計面積は、前計画策定時の0.78ha、短期目標年度であった平成17年度に1.91ha、また、平成19年度には、埼玉県緑のトラスト基金を基に県内の貴重な緑地等を保全する「緑のトラスト保全地」の第9号地として、堀兼・上赤坂公園周辺の平地林が選定され、埼玉県とともに、5.95haの平地林を公有地化し、合計で8.19haを公有地化しています。

なお、市内の公有地化面積としては、21.16haが公有地化しています。



参考：緑地公有地化面積一覧

| 緑地名称        |                  | 面積 (ha) |
|-------------|------------------|---------|
| 稲荷山特別緑地保全地区 |                  | 1.99    |
|             | 堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地 | 10.39   |
|             | くぬぎ山ふるさとの緑の景観地   | 3.16    |
|             | 水野ふるさとの緑の景観地     | 0.62    |
|             | ふるさとの緑の景観地 計     | 14.17   |
| くぬぎ山自然再生地   |                  | 0.49    |
|             | 柏原斜面緑地           | 3.14    |
|             | 広瀬斜面緑地           | 0.74    |
|             | 笹井斜面緑地           | 0.33    |
|             | 斜面緑地 計           | 4.21    |
|             | 中央ふれあい緑地         | 0.08    |
|             | 下平野ふれあい緑地        | 0.22    |
| ふれあい緑地 計    |                  | 0.30    |
| 合 計         |                  | 21.16   |

## 7 緑に関わる課題

緑豊かなまちづくりを進めるため、本市における緑に関わる課題をその役割に着目して、次のように整理します。

### 1 環境保全における課題

ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の抑制、生物多様性の確保をはじめとする様々な環境問題対策において、緑が果たす役割はとても重要ですが、本市の緑地面積は減少しつつあります。

人間が生き続けるための都市環境の形成において、欠かすことができないものとして、緑の保全を効果的に図る必要があります。

### 2 スポーツ・レクリエーションにおける課題

公園をはじめとした緑は、運動や学習の場、子どもの遊び場、休息の場など、様々なスポーツ・レクリエーションの場を提供し、市民生活に活力をもたらします。

また、健康志向の上昇により、健康遊具の設置などの市民ニーズも高まっています。

さらに、だれもが安全・安心に利用できるよう、高齢者や障害者にも配慮した施設とする必要があります。

人口減少や少子高齢化が進行しているなか、身近で自然とふれあいながら様々な活動ができる空間として、レクリエーション機能を効果的に発揮させるため、多様化する市民のニーズなどを踏まえ、地域特性を考慮した公園のあり方を検討していくことが必要です。

### 3 防災・減災における課題

東日本大震災以降、市民の防災意識が高まっているなか、首都直下地震などによる被害が懸念されます。

災害発生時の安全確保や被害を最小限に食い止めるため、緑があることで災害に強い都市の形成に貢献していくことが必要です。

### 4 景観形成における課題

魅力ある都市景観やみどり豊かな美しい風景は、市民の生活にゆとりや安らぎ、潤いをもたらします。

市民が親しみや誇りを感じられるような特色ある景観を維持していくためには、市民が積極的に活動できる体制の充実が必要です。